

第五十二回 帝國議會衆議院  
礦業法中改正法律案委員會議錄(速記)第四回

付託議案  
鑄業法中改正法律案(砂田重政君提出)  
鑄業法中改正法律案(政府提出)

會議 昭和二年三月十五日(火曜日)午前十一時九分開議

出席委員左ノ如シ  
委員長 増田 義一君  
理事 青木 精一君  
山田 又司君 坂井 大輔君  
大城幸之一君 遠瀬川仁次郎君  
提出ノ審査ヲ本委員ニ付託セラレタリ  
出席國務大臣左ノ如シ  
商工大臣 藤澤幾之輔君  
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ  
鑛業法中改正法律案(政府提出)  
○増田委員長 是ヨリ政府提出ノ鑛業  
法中改正法律案ヲ議題ニ供シマス  
○藤澤國務大臣 本案提出ノ理由ヲ簡  
單ニ説明致シマス、此改正ヲ必要ト致  
シマスル理由ハ、曩ニ大正十五年三月  
營業収益稅法ガ制定セラレマシテ、是  
ト共ニ營業稅法ガ廢止セラレマシタ、是  
マシタル關係上、鑛業法第八十二條中  
ノ營業稅モ、亦營業収益稅ニ改メナケ  
レバナラヌノデ本案ヲ提出致シタノデ  
アリマス、然ルニ本案ニ於テ鑛業權者  
ニハ其鑛業ニ付營業稅及營業収益稅ヲ  
課セス」トシマシタノハ、一體ナレバ營  
業稅ガ營業収益稅ニ變フタノデアリマス  
カラ、此處ニ在ル營業稅ト云フ文字ヲ  
シテハ御承知ノ通り營業収益稅法ガ未  
亦御承知ノコトデアリマスガ、樺太ノ  
租稅ニ付テハ別ニ特別立法ガアルノデ  
アリマス、ソレハ明治四十年ニ法律第  
二十一號デ、樺太ニ於ケル租稅ニ關ス  
ル件第一條ニ「樺太ニ於テハ左ニ掲ク  
ル租稅ヲ賦課徵收ス」トアツテ其三項ニ  
營業稅ト云フ項ガアルノデアリマス、  
ソコデ内地ニハ營業収益稅法ハ施行サ  
レテ居リマスガ、樺太ニハ施行サレテ  
居ナイ、サウシテ營業稅ト云フモノガ  
樺太ニハ特ニ設定サレテアルノデアリ  
マス、而シテ鑛業法ハ内地ト樺太トヲ  
問ハナイデ施行サレテアルノデアリマ  
スカ、或ハ當分ハ何等カ特殊ノ事情ニ  
依テ、樺太ノ現行法規ヲ維持セラル、  
御方針デアリマスカ、其點ヲ御伺ヒ致  
シタイト思ヒマス  
○青木委員 サウスルト樺太ノ稅制  
ハ、近ク改正セラル、御方針デアリマ  
スカ、或ハ當分ハ何等カ特殊ノ事情ニ  
依テ、樺太ノ現行法規ヲ維持セラル、  
御方針デアリマスカ、其點ヲ御伺ヒ致  
シタイト思ヒマス  
○藤澤國務大臣 此ノ議會ニ改正案ハ  
提出シテアリマス、唯此施行ハ昭和三  
年一月カラト云フコトニナツテ居ルノ  
デアリマス

「異議ナシ」と呼フ者アリ  
○増田委員長 御異議ナイト認メマス、  
全會一致可決確定シタモノト認メマス  
——本日ハ是ニテ散會致シマス

昭和二年三月十六日印刷

昭和二年三月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社